ただし、分担業務実施方式により構成している共同体における建築関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとし、建築設備関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとする。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

③　参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までの期間に、文部科学省又は国立大学法人大阪大学から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止措置を受けていないこと。

④　経営状況が健全であること。

⑤　不正又は不誠実な行為がないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。

⑧　一級建築士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。

⑵　技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

①　担当予定技術者の能力　資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

②　技術提案書の提出者の能力　技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

⑶　技術提案書を特定するための評価基準

①　担当予定技術者の能力　資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

②　技術提案書の提出者の能力　技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

③　業務の実施方針　業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性

④　課題についての提案　提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3　手続等

⑴　担当部局　〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号　国立大学法人大阪大学施設部企画課施設経理係　電話06―6879―7116

⑵　説明書の交付期間及び場所　平成28年10月28日から平成28年11月７日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の９時00分から17時00分まで⑴に同じ。

⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法

平成28年11月７日17時00分、⑴に同じ、持参又は郵送（提出期限必着。書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成28年12月20日17時00分、⑴に同じ、持参又は郵送（提出期限必着。書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付

ただし、銀行、契約権限者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

⑷　手続における交渉の有無　無

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⑺　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。

⑻　設計共同体の名称は、「○○・○○設計共同体」とする。

⑼　同一の者が２以上の設計共同体の構成員となって申請することはできない。

⑽　文部科学省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けていないものは、審査申請をし認定を受けること。

⑾　2⑴②に掲げる資格を満たしていない者も3⑶により参加表明書を提出することができるが、3⑷の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

⑿　詳細は説明書による。

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Design Work of Education and research facility Minoh, Osaka University

⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 p.m. 7, November, 2016

⑷　Time-limit for the submission of Proposals : 5 : 00 p.m. 20, December, 2016

⑸　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, Osaka University, 1―1 Yamadaoka Suita-shi, Osaka, Japan 565―0871 TEL 06―6879―7116

# 資　　格

## 競争参加者の資格に関する公示

平成29年度及び平成30年度における内閣及び内閣府所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成 28 年 10 月 28 日

内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官

内閣府大臣官房会計課長　三上　明輝

◎調達機関番号　005、006、007、008、009、011、022　◎所在地番号　13

1　業種区分

競争参加資格を得ようとする者の業種区分は、次のとおりとする。

⑴　建設工事

ア　土木一式、イ　建築一式、ウ　大工、エ　左官、オ　とび・土工・コンクリート、カ　石、キ　屋根、ク　電気、ケ　管、コ　タイル・れんが・ブロック、サ　鋼構造物、シ　鉄筋、ス　舗装、セ　しゅんせつ、ソ　板金、タ　ガラス、チ　塗装、ツ　防水、テ　内装仕上、ト　機械器具設置、ナ　熱絶縁、ニ　電気通信、ヌ　造園、ネ　さく井、ノ　建具、ハ　水道施設、ヒ　消防施設、フ　清掃施設　ヘ　解体

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

ア　測量、イ　建築関係建設コンサルタント、ウ　土木関係建設コンサルタント、エ　地質調査、オ　補償関係コンサルタント、カ　その他の業務

2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあたっては、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては代表者。以下同じ。）が競争参加を希望する官署の別記に掲げる受付機関において、インターネットの場合は平成28年12月１日から平成29年１月13日まで、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）の場合は平成28年12月１日から平成29年１月31日（当日消印有効）までの間、申請を受け付ける。

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成29年２月１日以降随時、申請者が競争参加を希望する官署の別記に掲げる受付機関において申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　郵送による申請の場合には、申請書類用紙及び申請書提出要領を次のホームページアドレスへのアクセスにより取得するものとする。

http://www.cao.go.jp/chotatsu/shikaku/shikaku.html